

# 第210回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 令和8年3月25日(水)  
午前10時00分～10時15分  
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

## 第210回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和8年3月25日(水) 午前10時00分～10時15分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 小磯 正康、小林 享、津久井 晴美、今泉 芳雄、馬場 早苗、  
石関 正典、内田 満夫、橋本 雅道(代理 江波戸孝明)、  
菅家 秀人(代理 野中泰史)、入内島 道隆、金沢 充隆、  
牛木 義、今井 俊哉
- 4 欠席委員 熊川 栄、根岸 赴夫
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 小島課長、勝見次長、下山次長
- 6 議案  
第1号議案 高崎都市計画道路の変更(3・4・18号高崎前橋線の変更)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第210回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝小島課長)

お待たせいたしました。

ただいまから第210回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

それでは委員の皆様のお出席状況についてご報告いたします。

本日現在ご出席をお願いしました委員の皆様は15名でございますが、代理出席の方を含め、現在13名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、今回が成立していることをご報告申し上げます。

なお今回の審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って説明させていただきたいと思っております。また、これ以後、説明・質疑応答は着座にて行います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。小磯会長、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは議事から進めて参りたいと思っております。

議事に先立ちまして、議事録署名人を2名指名させていただきます。

今回は馬場委員と石関委員をお願いします。よろしくお願いいたします。

なお、議案の説明の方は事務局からいたしますので、ご了承願います。

続きまして本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いします。

これについて事務局から説明をお願いします。

(勝見次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(小磯会長)

ただ今のご説明のとおり、本日の議案につきましては公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、ご異議等はございますか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議がないということですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開いたしまして、傍聴を認めることといたします。

それでは事務局は、傍聴者を入場させてください。

(勝見次長)

本日の傍聴者は、ございません。

(小磯会長)

それでは、ただいまより事務局が写真撮影を行います。

ただ今から議案の審議を行います。

第1号議案「高崎都市計画道路の変更(3・4・18号高崎前橋線の変更)」について、事務局から説明をお願いします。

(下山次長)

都市計画課次長の下山と申します。それでは説明させていただきます。

それでは、第1号議案「高崎都市計画道路(3・4・18号高崎前橋線の変更について)」ご説明いたします。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の総括図又はスクリーンを御覧下さい。

(都)高崎前橋線は、高崎市寺尾町を起点とし、高崎駅東口を經由して、前橋市まで至る延長8,390mの幹線街路であり、昭和11年の当初都市計画決定後、順次整備が進められてきています。

今回変更する区間は、昭和33年に高崎前橋線に追加された後に、昭和55年には激増する自動車交通量に対応するためとして、現在の6車線の幅員に変更されました。

今回は、最新の将来交通量推計に基づき、車線数を6車線から4車線に見直すものです。

総括図は、上を北向きにして、今回の変更路線を含む高崎都市計画区域の一部を示しています。図面中央の赤色の区間が変更を予定している区間になります。

添付図面の計画図、又はスクリーンを御覧ください。こちらは計画図になります。黄色で示している線が変更前で、赤色線で示している線が変更後になります。車線数を6車線から4車線に見直すため、道路の範囲が狭くなります。

添付図面、又はスクリーンを御覧ください。こちらの標準断面図で幅員構成についてご説明します。

現在は車道が6車線(32m)となっておりますが、今回の変更で4車線(27m)にする計画です。また、今回の対象区間はJR高崎駅に近く、高校生など通学による自転車交通量も多いことから、歩道と分離した自転車道を設ける計画としています。

スクリーンを御覧ください。続いて、6車線から4車線に見直す理由についてももう少し具体的にご説明します。

一般的に、道路整備計画の必要性判断においては、道路の混み具合を示す指標として「混雑度」という指標を用いています。「混雑度」とは、設計上の交通容量に対して、実際に流れている交通量の割合を数値化したもので、混雑度1.0以上はピーク時を中心に混雑が加速する状態を指します。

10年前時点の交通量推計では、将来の計画交通量として、4車線の場合41,500台と推計していたことから、都市計画決定どおり6車線での改良を予定していました。

最新の交通量推計を行った結果、4車線での計画交通量は32,300台と、10年前の推計に

対して大きく低下したことから改良計画の再検討を行っております。

2車線の高崎前橋線の現在の高崎前橋線の交通量は、1日あたり23,260台で、その混雑度は「1.73」となります。これは日中を通して連続的に混雑し、渋滞の可能性が高い状態となります。また実際にも「日中の時間帯において断続的な渋滞が発生している」状況です。

最新の4車線の計画交通量32,300台を使って、4車線で整備した場合の混雑度を計算すると「0.84」となります。混雑度が1.0以下であれば道路が混雑することなく円滑な走行ができると推定され、4車線整備でも現状の混雑が十分改善されると考えられることから、今回4車線に変更するものです。

添付図面の都市計画の策定の経緯の概要、又はスクリーンを御覧下さい。

都市計画の策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案について公述人の公募を行ったところ、公述の申出が1件あり、令和7年10月30日に公聴会を実施しています。

その後、令和7年12月5日から12月19日までの間、都市計画法第17条の規定による縦覧をしましたところ、意見書の提出が1件ございましたので、詳細はこの後ご説明いたします。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、高崎市からは既に、今回の変更について「異存ない」旨の回答をいただいております。

スクリーンを御覧下さい。計画案の公聴会に係る意見の要旨及び県見解についてご説明します。

意見の要旨は、「1.高崎市では人口が減少しており、それに伴い道路交通量も減少すると考える。そのため、道路工事に多大な費用をかけるのではなく、カーナビやスマートフォンと連動したシステム整備の方が有効ではないか。2.土地の売買の明確な基準を示すこと。3.国土交通省HPに記載の渋滞率について、地点により半減している箇所があるので、説明を願いたい。」となっております。

意見に対する都市計画決定権者の見解は、「意見は都市計画変更の内容と直接関係のない道路事業に関するものであるが、今回の変更は将来交通量推計の結果に基づき、該当箇所の車線数を6車線から4車線に変更するものである。将来交通量結果について妥当と確認していることから、都市計画の変更については県原案のままとする。」としています。

スクリーンを御覧下さい。

参考に事業者(高崎土木事務所)見解としましては、「1. 今回の都市計画変更は将来交通量推計をもとにしており、当該区間の混雑を解消するためには、2車線から4車線道路への拡幅が必要である。道路事業については、事業費や事業効果を踏まえ、必要な手続きを経た上で、実施したい。2. 具体的な補償内容は、各地権者に対し補償算定後に詳細な説明を予定している。3. 高崎駒形線との交差点(芝塚交差点)南北で渋滞率が大きく変化する結果になっている。これは、高崎駒形線からの高崎前橋線への南方向への流入する交通量が多いためと考える。」となっております。

議案書4ページの都市計画案に対する意見の要旨、又はスクリーンを御覧下さい。計画案の縦覧に係る意見書の概要及び県見解についてご説明します。

意見の要旨は、「中央分離帯の設置について、市街地の空洞化や災害発生時の活動リスク、都市機能の維持・発展及び安全環境の確保とのバランスなど総合的な観点から考慮す

る必要があり、既に事業者である高崎土木事務所へ提出した要望書のとおり、検討を要望する」となっております。

議案書5ページ意見に対する都市計画決定権者の見解、又はスクリーンをご覧ください。

意見に対する都市計画決定権者の見解は、「中央分離帯は現行の都市計画においても幅員構成に必要な道路構造の一部としてすでに計画されているものであり、今回の車線数の見直しによりその必要性が変化するものではない。また、事業者見解において示されているとおり、事業実施の観点からも、道路構造として中央分離帯が必要であると判断されていることから、都市計画の変更については県原案のままとする」としています。

スクリーンを御覧下さい。

参考に事業者(高崎土木事務所)見解としましては、「中央分離帯は、対向車の誤進入防止や事故抑制に効果があり、多車線化には中央分離帯が不可欠であり、道路構造令の基本構造として位置付けられている。また、当該路線においても変更前の都市計画から多車線構造と中央分離帯を前提としていることから、今回の変更において必要性が変化するものではない。以上から中央分離帯は市街地形成や緊急活動を妨げず、設置すべき施設であると判断する。」となっております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。慎重ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

それでは、ただいま説明のありました第1号議案につきまして、委員の皆様からご意見、あるいはご質問があれば、お願いいたします。

(質問者なし)

(小磯会長)

特にご意見等がないようですので、第1号議案につきましては、原案のとおり決定するというので、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

(小磯会長)

それではご異議ないものとして、そのように決定いたします。

以上で、本日ご用意している審議は終了いたしました。

それでは次第の3 その他ですが、ご案内のとおり、来る3月27日をもって学識委員の改選が行われることとなりますが、今回の改選で、小林委員及び石関委員のお2人が、今限りでご退任されることとなりました。本日はお2人ともご出席いただいておりますので、一言ずつご挨拶いただければと思います。

では、小林委員、お願いいたします。

(小林委員)  
(挨拶)

では、石関委員、お願いいたします。

(石関委員)  
(挨拶)

(小磯会長)

お2人には、これまで当審議会の運営及び本県都市計画行政の推進に格別のご指導とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

その他、事務局から何かございますか。

(小島課長)

今回の改選に伴う委嘱状及び解職状につきましては、後日郵送にてお送りいたします。

また、次回、第211回審議会の開催についてですが、通例ですと6月下旬頃を予定しているところですが、具体的には会長及び委員の皆様方に御相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(小磯会長)

次回の開催につきましては、日程調整のうえでご決定いただくとのことですので、よろしくお願いいたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。

(発言なし)

(小磯会長)

それでは、本日は以上をもちまして終了させていただきます。

委員の皆さん熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 10:15)